

憲法改正についての意見

= 中間取りまとめ =

平成 16年 12月 17日

日本・東京商工会議所
憲法問題に関する懇談会

= 目 次 =

1 . 懇談会の設置趣旨と進め方について P 1

2 . 委員から期待する憲法改正のポイント P 1

~ P 6

前文 (P 2)

安全保障 (P 3)

国民の権利と義務・公共の利益との関係、及び新しい人権 (P 4)

地方分権・市町村合併、道州制の推進 (P 5)

教育 (P 6)

3 . その他、提言趣旨ではないが、議論に熱が入った条項 P 7

4 . その他 P 8

5 . 最後に P 9

< 参考 >

「憲法問題に関する懇談会」委員名簿 (P 1 0)

1. 懇談会の設置趣旨と進め方について

日本国憲法は、制定以来58年間一度も改正されたことがない。経済のグローバル化や科学技術の急速な進歩、国際関係のボーダレス化など、世の中の変化は著しく、憲法と現実の乖離が顕在化して久しい。こうした中、国会においては平成12年、衆参両議院に憲法調査会が設置され、これまで様々な角度から憲法改正の議論が行われてきた。また政党においても、自民党は党内に憲法調査会を発足させ、去る11月16日には憲法改正大綱のたたき台を明らかにした。更に、来年11月の結党50周年の大会において新憲法草案を発表する予定である。その他、民主党も既に「憲法提案の中間報告」の発表を済ませ、公明党も現行憲法を補強する「加憲」という立場で議論を進めていく方向性を打ち出した。このように改正に向けての活発な議論が進められている中、地域総合経済団体たる商工会議所としては、全国各地の地域経済を支える企業者の声を来る改正の議論に反映するために、それらの意見を集約し提言していくべきだと考え、懇談会を設置した。又、これは、今日の内外の情勢と将来を見据えて、真に必要とされる憲法の在り方を主権者たる国民として責任を持って考える良い機会であるとも考えた。

懇談会では、すべての条文に関して意見を取りまとめるのではなく、地域総合経済団体である商工会議所として提言することが望ましい項目を中心に議論を行い、全国各地の商工会議所の意見も集約して、今回の中間的取りまとめに至った。

< 憲法の役割 >

憲法は、『主権者たる国民が国家の権力行使について歯止めをかけるもの』であり、国家の役割は国民に幸福な生活を保障することであり、憲法は国家が国民を統制する手段ではない。

2. 委員から期待する憲法改正のポイント

改憲の必要性やその方向性について論点整理を行なった中で、「期待する 憲法改正のポイント」として、特に議論が集中したのは、前文、安全保障、国民の権利と義務・公共の利益の関係、地方分権、教育であった。

尚、次の頁以降、提言内容を補足する際には、この枠内に記入している。

【前文】

憲法は「今と将来の」国家像を世界に表明するものである。

日本国民が国家として目指している方向や国家像が謳われているべきで、誰がみても、国の姿勢がわかるように、つまり条文の解釈で判断が分かれることは極力避け、明確にしておく必要がある。

「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」(現行憲法の三大原理)は堅持すべきである。

侵略戦争を行なわないことは明示すべきである。

自らが属する共同社会である日本国を大切にし、国民の連帯意識を育みつつ世界に誇れる日本人のアイデンティティを築き上げることを目指すべきである。

皆が自然に国を思う気持ち、家族を思う気持ち、歴史・伝統・文化を大切にできる・・・そういう国でありたいということを盛り込むべきである。

つまり愛国心を憲法に謳うのでは無く、日本人である誇りや尊厳を自然に感じることが出来る国でありたいとする。

「国際社会で信頼される日本の実現」を目指すべきである。

これは児童の頃からの家庭教育と学校教育で、豊かな国造りと国際社会に貢献する意識を育むことにより実現する。教育基本法に繋がる。

国を思う気持ちに関して

愛国心と言うと即軍国主義に繋がるような考え方は、如何なものかと思うが、自分が属する共同社会を大切にしたい気持ちは、自分を愛する気持ちや、家族を思う気持ちの延長線上に自然に発生すべきものと考えられる。

「歴史・伝統・文化を大切にしたい」ことに関して

これは、地域活性化のアイテムとして必ずあるべきものである。つまり、歴史・伝統・文化を大切に思い、活動することが地域人の誇り、愛着、連帯感をも自然と醸成させる。

これが発展して、公共の利益に協力する気持ち、社会に参画する気持ち、国を思う気持ちに繋がっていくのであろう。

【安全保障】

厳しい世界情勢を踏まえて、国家が国民の生命、財産、名誉と自国の独立を守っていくことを明確にするためにも、9条は全面改正すべきと考える。

< 9条第1項 >

自衛権を保持することを明記すべきである。

自衛権に関しては国連憲章でも認められている通り独立主権国家が保持する自然権であり、現行憲法下においても我が国も当然に保持していると解釈されている。

よって、このことを明確にし、無益な論争を予防するためにも条文の書き換えが必要である。

< 9条第2項 >

前項に規定した自衛のための「戦力の保持」を明記すべきである。

< 9条第3項 >

「国際貢献としての国際社会平和の維持回復、並びに人道的支援」のための国際協力活動に自衛隊の派遣を認めるべきである。

グローバルな国際社会の中で活動する日本として、国際平和に関する貢献・協力を行なうことは当然のことである。

特に9条は、国際社会に対する日本の取り組み方を明確に示さなければならない。

今までの「解釈憲法」では拡大解釈が可能であり、逆に危うさや不明瞭を感じる。

(注) 但し、集団的自衛権に関しては本来、もとより複数国家が共同して侵略行為に相对したほうが安全保障効果は高まるし、世界経済国家としてシー・レーンの確保や、北朝鮮が暴発した場合の対応など、避けては通れない問題である。同盟国の自衛行為に応援参加することが現実にわが国のできるかどうか、特定国との安全保障条約が戦争容認の姿勢だと国際的に受け取られる可能性がないかなどの議論がある。どれを選択するか、集団的自衛権のあり方に関しては、日本商工会議所として、今は更に議論を重ねるべきところである。

【国民の権利と義務・公共の利益との関係、及び、新しい人権】

基本的には、全ての個人の自由と権利を保障するために、調整原理としての公共の利益（これは国家の安全の確保と社会の健全な発展に資する）による制約があることを明示すべきである。

行き過ぎた個人主義を戒め、「国民が果たすべき義務」と並行して存在するものが「権利」であることを謳うべきである。

国民が果たすべき義務とは、社会連帯・共助の観点からの「公共の義務」である。公共の利益を実現するための人権制約と権利濫用の禁止を謳った現行 12 条を再確認すべきである。

但し、国や自治体も公共の利益を推進し、充実する義務を果たすことが大前提である。

行き過ぎた個人主義

行き過ぎた個人主義が、適度にコントロールしてくれる規律や制度を崩壊させていった。自らを律する機能が弱まり、物質面では豊かになった反面、精神的、社会的に大切なものを置き去りにしてきた。現在の社会保障制度の崩壊などは、まさに社会連帯・共助の精神の欠如の表われであろう。

基本的人権や個人の権利を、憲法として制限することが主たる目的ではない。

これは公共の福祉を推進し、国と共に、世界に誇れる住みやすい日本を実現していくという、主権者・国民の意思表示である。

「公共の利益は個人の利益の延長線上にある」という意識を各人が共有することが大切であろう。

新しい人権（ex.環境権、プライバシー権、知る権利など、）つまり現行憲法制定時以降に確認された、人権（つまり、科学技術の進歩に促された社会状況の変化に伴って認識された新しい権利）を明示し保護すべきである。

これらの他に該当するさらに新しい権利の探索や、保護すべき具体的中身の検討など、今後更に検討を深めていく。

【地方分権・市町村合併、道州制の推進】

地方自治に関する現行92条(国が法律によって地方自治の本旨を決めている)の改正が必要である。

国民にとって、より良い行政サービスの在り方を追及する方向で、真の地方分権を推進するために、現行92条を改正し、国と地方の役割分担を具体的に明示し、必要な財源は地方に移譲し、(課税自主権も含め)地方分権(地方自治)を憲法で名実共に一層推進していくようにすべきである。但し、単一国家である以上、国家による総合調整機能は不可欠である。要は、行政事務の内容に応じて実態に即した合理的な配分がなされることが肝要である。

市町村合併に関する住民投票はイメージと小さな利害に流されて否決されるケースも多いので、合併協議会の議決権の効力を高め住民投票の濫用を防止する規定についても、今後検討すべきである。

地域をまたぐ合併は、各自治体の損得や雇用問題が絡んだり、また、地方圏と都市圏では合併の意義が異なるので、一概に論評はできない。合併メリットを最大限発揮するために如何にすればよいか、更に議論を掘り下げる必要がある。

将来的には、科学技術が進歩した現代に相応しい道州制を目指すべきであろう。

市町村合併

市町村合併は、市町村名の変更や役所の場所などの問題のレベルで、住民投票で否決され協議会を解散させられることが多いのも事実である。行政システムの統合・合理化による行財政のスリム化メリットや、統合による住民生活の利便向上メリットを明確に開示し、住民の参加意識の向上を図るべきであろう。

【教育】

教育問題に関しては「教育基本法」に拠るとする考え方が主流である。

しかしながら、日本の将来を決めるのは教育であるといっても過言でないので、教育のビジョンとして「豊かで誇りの持てる日本、国際社会で信頼される日本の実現」を憲法に明示し、それを教育基本法（改正）に繋げていくべきである。

各人が「伝統・文化を尊重し、郷土と国を大切にし、国際社会の平和と発展に寄与すること」

これを憲法で唱えるのではなく、教育基本法の改正の中に盛り込み、自然に教育のプロセスの中でそれらが育まれていくようにすべきである。

特に集団生活の中における個の融合は学校教育にもっとも期待するところである。その逆に、基礎教育以外の個性を引き伸ばす専門教育にも更に期待するところである。

ここで言う教育には、学校教育のみならず家庭における躰の類も含まれる。子供の資質形成について家庭内教育が第一時的責任を負うのは当たり前のことであるが、近年の凶悪犯罪の若年化からも、学校教育が「学力偏重」教育に陥ることなく、

「学年を超えた集団行動教育」や「職業体験活動」やボランティアやNPOなどによる「社会福祉活動体験」などをカリキュラムに数多く取り入れ、「倫理、道徳、共助、奉仕」の精神を養っていくことも重要である。

3.その他、提言趣旨ではないが、議論に熱が入った条項

【天皇】

象徴天皇制は今後とも維持すべきであろう。

女帝などの皇位継承問題は皇室典範の改正で対処すべき問題である。

【統治機構】

二院制について

参議院の位置付けを明確にし、参議院議員の選出方法等を改正すべきである。

(ともに政党で一元管理され、選挙制度もほぼ同じであることから)衆議院と参議院の違いが薄い。そこで、例えば、参議院は各都道府県2名ずつの地方代表院としてそれぞれの選出を地方議会に委ねるとか、任命制の元老院にして全国レベルの民間団体の役員などから選出するようになれば、衆議院と異なる組織になり、衆議院の議案を再検討する能力を有する組織になるのではないか。

首相公選制について

望ましくない。

実力・能力に人気に伴うとは限らない。国民が国政を委ねる長たる人物の選出は、少なくとも全国民から選挙された複数の国会議員たちによって行なわれるほうが安全であろう。

但し、政党や派閥の論理で総理大臣や閣僚が決まっている側面を見ると、首相公選の方がよいのではないか という意見も一部であった。だから、いかなる制度も運用次第ではある。

【同法改革】

憲法裁判所の設置について

今後、時間をかけて検討していくべきであろう。

それ以前に、違憲審査に対して消極的な日本人の民族性や法意識を変えなければ憲法裁判所を創設しても意味がない。

国民審査について

現在の裁判官(最高裁裁判官)の国民審査(の方法)は改めるべきであろう。

現在の審査(方法)に妥当性を感じている国民は少ないのではないか。投票による国民審査よりも、任期の短縮や再任の際の資格審査の導入のほうが理解しやすいであろう。

4.その他

次の内容を憲法に盛り込んで如何かという意見もあったが、日本商工会議所としては、未だ調査・検討が尽くされていないということで、今後も継続して検討を重ねることを確認した。

国旗及び国歌の規定

世界の多くの国が「国旗・国歌」を国家に対する敬愛の証として使っている。オリンピックやワールド・カップでの日本人の活躍を観戦して応援する際の国旗や国歌に対する想いは、紛れもなく、国に対する誇りの表われである。国際社会で国を誇りに思う気持ちを表現するツールとして、それらを憲法条文の中に盛り込み、不毛な論争に終止符を打つとよい。

国旗・国歌に関しては、国際的に過去の戦争問題を引き出すツールになり易いのは事実であり、あえて憲法で表記してまで、近隣諸国の国民感情を刺激する必要はないのではないかという意見も根強い。

また、「国旗・国歌」については既に法律で根拠づけられているし、憲法に謳わなくとも、国民の心の中に自然に根づかせるべきものだという意見もある。

外国人の権利に関する規定

経済のボーダレス化に伴い、外国人労働者の流入は加速度的に増えてきている。日本の少子高齢化からも、日本人だけで必要な労働力を確保できなくなる現実も出てきている。今後F T AやE P Aの締結による日本国内の国際化も進む。世の中が急に様変わりする前に、国際的な憲法として外国人の人権とその限界について規定し、国民とは別に、しかし外国人も人としての権利を行使できるようにしてはどうか。

外国人労働者に関しては、日本国内への受入れ基準を明確にし、受け入れ態勢を整え、国民にその必要性を説明し了解を得てからの話であると思われる。

もっとも、現在の外国人の不法就労者や密入国者によるトラブルや犯罪は年々増加傾向にあるし、職につけない日本の若者が、将来に不安を感じ、子供を産まず、年金に加入しないという、国を揺るがす大きな社会現象が起きている中で、どちらの対策を先行すべきかは明白であると思われる。

憲法改正に関する現行 96 条の条件について

憲法改正条件については、それを緩和すべきだという意見と、逆に、厳格であってこそ憲法だという意見に二分された。

5.最後に

豊かさを求め「列強に追いつけ追い越せ」をスローガンとした高度成長時代と今日ではあらゆる面で環境が変わっている。特に明らかなことは、「自分だけよければそれでよい。」では、世界を相手に商売せずには生きていけない日本が世界で孤立するということである。そこで、日本が、世界の中でいかにイニシアチブを持てる国家であり、かつ、世界中で必要とされる国家であるということを示さねばならない時代になってきている。

ところが長引く不況、デフレの飽和状態、雇用減少の定常化と、国民の政治に対する無関心、個人主義の行き過ぎ、少子化の進行と年金未払い問題など、日本国民の中に蔓延する閉塞感は大きい。

それゆえに、今回の憲法改正論議を契機に「われわれはどうあるべきなのか。国際社会においてどうすればよいのか」を国民自らが考え、責任をもって憲法を作り上げることができれば、私たちは、秩序と理念を共有して前向きで積極的な国民生活をおくることができるようになるだろう。

すべての条文に手をつける必要はない。又、賛否両論があるテーマに関しては継続審議とし、ともかく合意できる部分からでも、現代に合った憲法改正を実現することに「意義」がある。制定以来 60 年近く改正されなかった憲法に、国民が責任と関心を持つこと自体が重要なのである。

憲法を「不磨の大典」と呼んだり、「やたらと触るものではない」という考えもあるが、日本のように長年、憲法改正を行わなかった国はない。憲法とは、時代の変化に合わせて「その国のアイデンティティー」を内外に知らしめるものだからこそ、適宜改正され続けていくべきものではないか。

最後に、憲法改正にあたっては、誰にでも分かり易く平易な表現で、その時々不自然な解釈を必要としない、明確な内容にすることを期待する。

以 上

憲法問題に関する懇談会」委員名簿

平成16年12月17日

(50音順、敬称略)

1. 座長

高梨 昌芳 日本商工会議所副会頭、横浜商工会議所会頭
高梨乳業株式会社 代表取締役会長

2. メンバー

室伏 稔 日本商工会議所特別顧問、東京商工会議所特別顧問
(座長代理) 日商・東商政策委員長

伊藤忠商事株式会社 相談役

池田 守男 東京商工会議所副会頭、日商・東商税制委員長、
株式会社資生堂 代表取締役社長

井上 秀一 東商政策委員会副委員長

東日本電信電話株式会社 相談役

井上 裕之 東京商工会議所副会頭、東商中小企業委員長、
愛知産業株式会社 代表取締役社長

加藤 義和 観音寺商工会議所会頭、日商政策委員会副委員長
株式会社加ト吉 代表取締役会長兼社長

児玉 幸治 日本商工会議所特別顧問、東京商工会議所特別顧問
日商・東商政策委員会副委員長

商工組合中央金庫 顧問

田尻 英幹 日本商工会議所副会頭、福岡商工会議所会頭
日商国民生活委員長

西部瓦斯株式会社 取締役相談役

坪井 孚夫 福島商工会議所顧問

福島貸切辰巳屋自動車株式会社 代表取締役相談役

鳥海 巖 東商教育改革副委員長

株式会社東京国際フォーラム社長

丸森 仲吾 日本商工会議所副会頭、仙台商工会議所会頭
日商行財政改革特別委員長

株式会社七十七銀行 頭取

3. 学識経験委員

小林 節 慶應義塾大学 法学部 教授